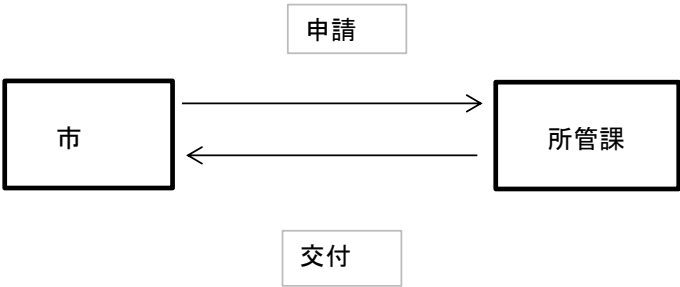


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	河川予定地における行為の許可	
処 分 の 概 要	土地の掘さく、盛土又は切土、工作物の新築又は改築などをしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第57条第1項	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間		計 15日
審 査 基 準	河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができるものであること。 (1)土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について ○土地を利用するための形状の変更については、原則として認めないこと。 ○土石等の採取のための形状の変更については、河川工事の施行に支障がないこと。 (2)工作物の新築又は改築について 河川予定地の指定の日において当該河川予定地内の工作物を居住、利用等に供している者又はその一般承継人が、当該工作物について、河川工事に着手するまでに除却することが確実な仮設物等を増築等する場合に限り、認められるものであること。 【根拠法令等】 河川法 (河川予定地における行為の制限) 第五十七条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 二 工作物の新築又は改築 河川法施行令 (河川予定地における行為で許可を要しないもの) 第三十五条 法第五十七条第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一 耕耘(うん) 二 地表から深さ一・五メートル以内の土地の掘さく又は切土 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日(休日は含まない)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。